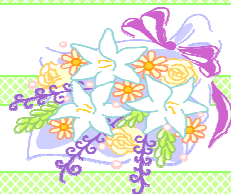


特別支援教育



(1) 特別支援教育の歩み

- 昭和 9年 養護学級を設置（本県最初）
- 昭和19年 病虚弱児施設設置
- 昭和34年 病虚弱児学級認可
- 昭和43年 知的障害学級，言語障害学級，宮城県で最初の聴覚障害学級を各1学級設置
- 昭和44年 聴覚障害学級1学級増で障害児学級教室改造
- 昭和48年 言語障害学級1学級増で2学級
- 昭和49年 宮城県言語障害教育研究会事務局
- 昭和50年 宮城県並びに仙台市教育委員会より特殊教育研究指定
- 昭和51年 特殊教育研究指定，「障害児の自己開発をめざして」のテーマで研究公開
- 昭和57年 1学級減で病虚弱学級1学級
- 昭和58年 1学級減で聴覚障害1学級
- 昭和59年 知的2学級，聴覚1学級，言語2学級，病虚弱1学級
- 昭和60年 知的1学級，情緒1学級，聴覚1学級，言語2学級，病虚弱1学級
- 昭和63年 全難言協全国大会事務局，全国大会開催
- 平成 1年 特殊教育課程研究文部省指定校
- 平成 2年 全 上 研究公開
- 平成 5年 言語障害学級が廃級となり，言語通級指導教室を設置（3教室）
- 平成 7年 特殊教育研究連盟全国大会公開授業
- 平成 8年 知的1学級，情緒1学級，聴覚1学級，病虚弱1学級，弱視1学級，言語通級指導教室3教室
- 平成 9年 特殊学級は知的，情緒，聴覚，病虚弱，弱視の5学級となる。言語通級指導教室は2教室
- 平成10年 特殊学級は7学級
- 平成15年 特殊学級は，知的，情緒，聴覚，弱視の4学級，言語通級指導教室2学級。
- 平成16年 特殊学級は，知的，情緒，聴覚，病虚弱，弱視の5学級，言語通級指導教室2学級。
- 平成17年 特殊学級は，知的，情緒，聴覚，病虚弱の4学級，言語通級指導教室2学級。
- 平成20年 特別支援学級は，肢体，情緒，聴覚，病虚弱の4学級，言語通級指導教室2学級。
- 平成20年 11月28日 ことばの教室開設50周年記念式典開催。
- 平成21年 特別支援学級は，自閉症・情緒，聴覚，病虚弱の3学級，言語通級指導教室2学級。
- 平成22年 特別支援学級は，知的，自閉症・情緒，肢体不自由，聴覚の4学級，言語通級指導教室2学級。
- 平成23年 特別支援学級は，知的，自閉症・情緒，肢体不自由，聴覚の4学級，言語通級指導教室2学級



(2) 指導の方針

- 知的障害学級（なかよし） 一人一人の実態をふまえ，個々の能力を最大限に伸ばすための生活に即した学習指導を行う。また，社会の一員として自立するための基礎的な社会性を集団生活の場を通して養う。
- 自閉症・情緒障害学級（いちよう） 個々の能力を十分発揮できるように，学習環境の設定に努め，指導の工夫に当たる。また，基本的生活習慣の形成，社会生活への適応を図っていく。
- 肢体不自由学級（けやき） 児童の実態に応じて，身辺自立・社会生活に必要な生活習慣の確立を図る。また，家庭・学校・諸機関のもとに教育をすすめる。
- 聴覚障害学級（ほちょう） 児童の聴力障害に応じて補聴器などの機器を使い，残存聴力を充分活用して，学校・家庭・社会によく参加していけるように，正しく聞きとり，意思伝達能力を高める指導を行う。あわせて生活上必要な教育相談も行う。
- 言語障害通級指導教室（ことば） 個々の言語障害の程度に応じた個別指導を基本とする。言語症状のみにこだわることなく児童の成長発達とのかかわりを考慮し，健全な社会生活を営む能力や態度を育てる。また，家庭・学校・関係機関の連携のもとに教育をすすめる。

(3) 本年度の重点目標

- 知的障害学級 個別指導の工夫・改善を図り，生活力を高める意欲を養う。
- 自閉症・情緒障害学級 児童と教師が信頼関係を築くと共に，話を聞いて見通しを持って進んで取り組める力を養う。
- 肢体不自由学級 心身共に活力のある生活ができるように，体力，運動能力，作業能力などを養う。
- 聴覚障害学級 補聴器を使い残存聴力を活用し，社会生活に参加できる態度，能力を養う。
- 通級指導教室 言葉に関する様々な課題をかかえる児童のコミュニケーション能力の向上を支援する。

東北大学病院分校

(1) 分校の歩み

- 平成 9年 東北大学附属病院に院内学級1教室開設となる。
- 平成10年 東北大学加齢医学研究所に院内学級1教室開設する。
- 平成11年 おおぞら学級（院内学級3学級となる）
- 平成12年 東北大学附属病院院内学級と東北大加齢医学研究所院内学級統合となる。
- 平成15年 院内3学級となる。
- 平成17年 院内学級が，東北大学病院分校となる。
- 平成18年 新病棟へ移転（東5階）



(2) 指導の方針

- 自ら学ぶ姿勢を身に付けさせることにより，自主的学習を促し，将来にわたり心身共に健全な生活を送ることができるようになる。
- 児童が療養をしながら，健康の回復，改善，また機能の維持を図り，基礎的・基本的な知識・技能を養う。